

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、 厚生局長に届出を行なっております。

(1) 基本診療料の施設基準

【明細書発行体制等加算】

当院では、患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、明細書発行を希望されない方は会計にてその旨お申し出下さい

なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

【医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算】

当院は「オンライン資格確認」を行う体制を有しており、診療情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他）を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めているため、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

また、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

医療情報取得加算	初診時(1カ月に1回)	再診時(3カ月に1回)
健康保険証	3点	2点
マイナ保険証	1点	1点
医療 DX 推進体制整備加算	初診時 8点	

【短期滞在手術等基本料1】

手術患者さんに対して術後3日間電話等応対ができる体制をとっています。

(2) 特掲診療料の施設基準

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料1 200点
再診料	75点	
明細書発行体制等加算	1点	

・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：中島 秀登

眼科診療経験：令和5年から眼科診療

【医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術】